

業務継続計画【自然災害編】

(障害者支援センター「よつばの里」)

法人名	社会福祉法人共生	種別	多機能型事業(就労継続支援B型・生活介護)
代表者	理事長 庄司 敏明	管理者	業務執行理事 本間 睦
所在地	山形県鶴岡市本町三丁目2番5号	電話	0235-24-4282

【 構 成 】

第1章 総 則

第2章 平常時の対応

第3章 緊急時の対応

第4章 事業所固有事項

第1章 総論

1 目的

自然災害や新型コロナウイルス感染症の拡大などの災害が発生すると、法人事業所（「障害者支援センター」以下、同じ。）が通常通りに業務を実施することが困難になります。

本計画は、これらの事象に対応して、法人事業所が被害を最小限に止め、業務を中断させないよう準備するとともに、中断した場合でも優先業務を実施するため、あらかじめ検討した方策を業務継続計画として取りまとめたものです。

2 基本方針

法人事業所の業務継続を図るためには、まず利用者及び職員の命を守る行動が最も重要なことであり、そのための業務を最優先し、その他の業務は縮小・休止などの措置をとります。

また、同時に災害発生直後の初動体制が重要であり、ライフラインの断絶、外部から支援がこないといった発生直後の混乱している時期を乗り切る体制を整備することが重要です。

これらを踏まえ、災害発生時には、次の方針に基づき業務を継続します。

- (1) 利用者の安全確保
- (2) サービスの継続
- (3) 職員の安全確保

3 BCP推進体制

本計画は、BCP推進委員会（防災委員会）において検討し、策定・見直し（改訂）を行うものとしします。

(1) BCP推進委員会（防災委員会）

平常時	緊急時(BCP 発動時)	担当者	摘要
委員長	災害対策班長	理事長	
副委員長	災害対策副班長	事務局長	
防災委員	班員	管理者	
	同	主任	
	同	サビ管	
	同	職業指導員兼生活支援員	

(2) 推進委員会の役割

- ・教育と訓練の計画に関すること
- ・計画の見直しと改善に関すること
- ・備蓄その他在庫管理に関すること
- ・相互支援体制の構築に関すること

4 リスクの把握

(1) 台風や集中豪雨による洪水時のハザードマップ（赤川）で想定されている浸水深

区 分	想定浸水深
法人棟・旧多機能等（本町三丁目）	3 m～5 m

(2) 想定される大規模地震及び鶴岡市における被害想定

想定されている庄内平野東縁断層帯地震による被害想定は次のとおりです。このうち、液状化は鶴岡市において発生可能性が高く、自動車等による移動に支障を生じると想定されています。

① 想定される大規模地震

区 分	想定内容
震源地	庄内平野東縁断層帯
マグニチュード	7.5
震度	6強～7
季節・時刻	冬季早朝

② 被害想定（建物、火災、ライフライン）

項 目	被害想定	
建物被害	全壊	3,368 棟 (6.1%)
	半壊	7,402 棟 (13.3%)
	合計	10,770 棟 (19.4%)
火災	24 棟 (焼失棟数)	
上水道	43,322 世帯	
下水道	5,171 人 (排水困難人口)	
都市ガス	17,721 世帯	
LPガス	5,750 世帯 (要点検供給世帯数)	
電力	7,854 世帯	
電話	4,808 世帯 (固定電話)	

③ 被害想定（人的被害、避難所生活人数）

項 目	被害量（市内）	
人的被害	死者	302 人
	負傷者	3,041 人
避難所生活者数	11,675 人	

(3) 法人事業所の被害の想定

① 台風や集中豪雨による洪水時

場 所	被害状況の想定
本部棟	事業所建物は、浸水により使用不可であることを想定する
旧多機能棟	事業所建物は、浸水により2階部分を除き使用不可であることを想定する

② 大規模地震発生時

区 分		被害状況の想定
建物被害	構造・外観	本部棟：建物被害なし 旧多機能棟：建物被害なし
	内部	本部棟：壁等に亀裂発生 旧多機能棟：壁等に亀裂発生
ライフライン被害	電気	・約1週間停電 非常用発電器により一部電力の使用が可能
	ガス	・約1か月使用不可
	上水道	・約1か月使用不可
	下水道	・約1か月使用不可
人的被害		・職員に死者は発生しない
事業所内の様子	室内	・キャビネットや棚等から書類等が飛び出して散乱
	PC	・固定していないPCが倒れる
	サーバー	・サーバーの設置場所は被害なし
	プリンタ・コピー	・プリンター・コピーは被害なし
	通信	・電源が確保されていれば使用可能
	トイレ	・トイレに損傷ないが断水で使用できない

5 優先業務の選定

(1) 優先する事業・業務

- ・障害者支援センター「よつばの里」（就労継続支援B型事業及び生活介護事業）における利用者の日中支援業務について、可能な限り継続に努める。

(2) 停止する事業・業務

- ・障害者支援センター「よつばの里」（就労継続支援B型事業及び生活介護事業）

6 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

(1) 研修・訓練の実施

業務継続計画（BCP）を法人職員が共有し、平時から計画内容に関する研修、計画に沿った訓練（シミュレーション）を実施するものとする。

(2) BCPの検証・見直し

自然災害に関する最新の動向や訓練等で洗い出された課題を計画に反映させるなど、定期的に見直しを行うものとする。

第2章 平常時の対応

1 建物・設備の安全対策

(1) 水害対策（各事業所共通）

対 象	対 応 策	摘 要
浸水による危険性の確認	定期的に点検を実施	
外壁のひび割れ・欠損・ふくらみはないか	定期的に点検を実施	
暴風による危険性の確認	定期的に点検を実施	
外壁の留め金具に錆や緩みはないか	定期的に点検を実施	
屋根材や留め金具にひびや錆はないか	定期的に点検を実施	
窓ガラスに飛散防止フィルムを貼付しているか	定期的に点検を実施	
周囲に倒れそうな樹木や飛散しそうな物はないか	定期的に点検を実施	

(2) 人が常駐する事業所の耐震措置

場 所	対 応 策	摘 要
本部棟	平成 4 年建築：耐震基準充足	木造平屋建 (188.5 m ²)
旧多機能棟	平成 21 年建築：耐震基準充足	木造 2 階建 (301.86 m ²)

2 設備の耐震措置（各事業所共通）

- ・居室、共有スペース・事務所など、利用者・職員が利用するスペースでは、設備・什器類に転倒・転落・破損等の防止措置を講じる。
- ・不安定に物品等を積み上げず、日ごろから整理整頓を行い、転落を防止する。
- ・破損して飛散した場合に特に留意が必要な個所（ガラス天井等）や避難経路には飛散防止フィルムなどの措置を講じる。
- ・消火器等の設備点検及び収納場所の確認を行う。

3 想定されるリスクと対応策

- 別紙1 「電気が止まった場合の対策」
- 別紙2 「ガスが止まった場合の対策」
- 別紙3 「水道が止まった場合の対策」
- 別紙4 「通信が麻痺した場合の対策」
- 別紙5 「システムが停止した場合の対策」
- 別紙6 「衛生面（トイレ等）の対策」

4 必需品の備蓄

被災時に必要な備品等は、計画的に備蓄し、定期的に見直しを実施する。

- 別紙7 「備蓄品のリスト」

5 資金手当て

- ① 火災保険加入
- ② 地震保険

第3章 緊急時の対応

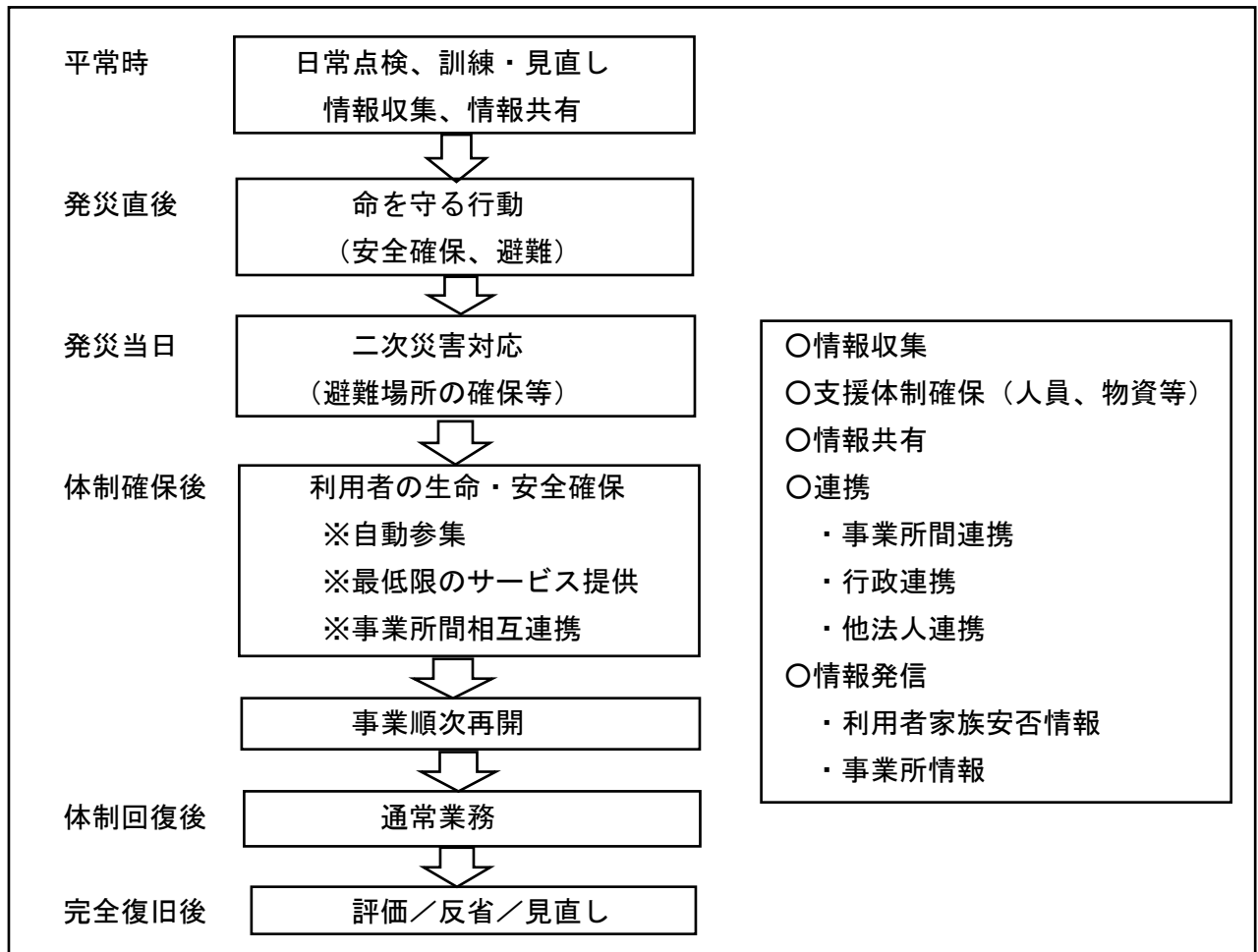
1 BCP発動基準・職員の参集基準

地震における基準	全 員	参集	震度5強以上で全員参集（防災対策実施要領）
		発動	被害状況を確認し、平時の業務遂行が困難であると判断した場合に発動し、ただちに災害対策班を立ち上げる
水害等における基準	全 員	参集	記録的短時間大雨情報が発表されたとき、鶴岡市から高齢者等避難情報が発表されたとき
		発動	被害状況を確認し、平時の業務遂行が困難であると判断した場合に発動し、ただちに災害対策班を立ち上げる

2 行動基準

災害発生時の行動基準は次のとおりとする。

- ① 自身及び利用者の安全確保
- ② 二次災害への対策（火災、建物倒壊など）
- ③ 法人内事業所間の連携と外部機関との連携
- ④ 情報発信



3 対応体制

対応体制及び役割については、「防災対策実施要領」第3章5に定める「災害対策班及び役割」によるものとする。(各班のメンバーは、同要領の別表による。)

《災害対策班の組織》



※施設点検・消火班は消防計画の自衛消防隊消火係とする。

《災害対策班の任務分担》

班 編 成	役 割
情報連絡班	・情報の伝達と収集 ・各班、関係機関との連絡調整
施設点検・消火班	・建物、設備の安全確認 ・消火器等による初期消火活動
避難誘導班	・避難場所、避難経路の確認 ・利用者の避難誘導
応急救護班	・負傷者の救護 ・医療機関への連絡

4 対応拠点

- ① 対応拠点：本部棟（鶴岡市本町三丁目2-5）
- ② サブ拠点：えがおホーム（鶴岡市東新斎町10-40）

5 安否確認

（1）利用者の安否確認

- ・事業所ごとに担当者を指名し、速やかに「安否確認シート」により安否確認を行う。

（2）職員の安否確認

①事業所内

- ・職員の安否確認は、利用者の安否確認とあわせて事業所単位で点呼を行い、所長に報告する。

②自宅等

- ・自宅等で被災した場合は、電話、携帯メール、災害伝言ダイヤルで、事業所に自信の安否情報を報告する。

6 事業所内外での避難場所・避難方法

（1）避難場所

①事業所内での避難

災害の状況	避難場所
風水害【床上浸水の恐れ】 ※市の避難準備情報が発令されたときは、ただちに指定避難所への避難を開始する。	旧多機能棟二階
風水害【暴風】 ※市の避難準備情報が発令されたときは、ただちに指定避難所への避難を開始する	旧多機能棟「一階リビング」 障害者支援「デイルーム」

②事業所外への避難

災害の状況	避難場所
火災【事業所からの出火】	職員駐車場【緊急避難場所】
上記以外の災害 【大規模火災・地震・風水害】	指定避難所【県立鶴岡工業高校】

(2) 避難経路・避難手段

避難経路	避難手段
別図「避難場所・経路」1	法人有車両及び自家用車

(注) 事業所内の避難経路は、別に定める。

7 重要業務の継続

経過/目安	発災時	発災後 6 時間	発災後 1 日	発災後 3 日	発災後 7 日
出勤率	原則出勤なし	出勤率 20%	出勤率 40%	出勤率 60%	出勤率 80%
ライフライン	停電・断水	停電・断水	停電・断水	一部復旧	ほぼ復旧
業務基準	利用者の安否確認（電話等）	安否確認継続、必要に応じて個別支援	通所再開の可否判断、必要な支援の提供	限定的な通所再開（送迎・短時間利用）	通常業務への段階的復旧
給食	提供なし（業者配送不可）	配送困難の可能性あり、提供なし	業者の配送状況に応じて簡易提供（パン・おにぎり等）	業者の配送状況に応じて簡易提供か通常提供かを判断	業者配送再開に応じて盛り付け提供再開
食事介助	提供なし	提供なし	必要な利用者に対応（通所再開時）	必要な利用者に対応	通常対応
排泄介助	提供なし	提供なし	うがい指導など簡易対応	必要に応じて支援	通常対応
水分補給	提供なし	飲用水準備（通所再開時）	必要な利用者に対応	必要な利用者に対応	通常対応
入浴介助	提供なし	提供なし	清拭対応（希望者のみ）	清拭または短時間入浴（設備状況による）	通常対応（復旧状況に応じて）

8 職員の管理

(1) 職員の休憩・宿泊スペース

発災後、職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため、休憩場所及び宿泊場所を確保する。

- 本部棟
 - ・休憩場所：会議室等
- 旧多機能棟
 - ・休憩場所：2階宿泊室（空室）
 - ・宿泊場所：2階宿泊室（空室）

(2) 勤務シフト

発災後、職員が長期帰宅できず、長時間勤務となる可能性があるため、参集した職員の人数により、なるべく職員の体調及び負担の軽減に配慮して勤務体制を組むこととする。

9 復旧対応

(1) 被害・破損箇所の確認

「建物・設備の被害点検シート」(別記)により点検し、被害のあった箇所は写真を撮り記録する。

(2) 業者連絡先リスト

各種協力業者の連絡先をリストにまとめ、非常時の連絡先を確認し、円滑に復旧作業を依頼できるように準備する。

(3) 情報発信

地域や関係機関に被害状況等を情報発信するとともに、利用者・家族等に丁寧な対応や説明を行う。

10 他施設・事業所との連携

(1) 連携体制の構築

災害時に施設・事業所の倒壊や多数の職員の被災等、単独で事業継続が困難な事態を想定して、地域の関係施設・事業所と協力関係を日頃から構築するよう検討していきます。

(2) 連携対応

災害時に地域で相互に支援しあうネットワークが構築される場合は、積極的に参加を検討していきます。

11 地域との連携

(1) 被災時の職員の派遣

災害時に災害派遣福祉チームのチーム員の派遣を通じた支援活動等を積極的に行うことが期待されているため、法人事業所の被災状況を勘案しながら、地域の災害支援ネットワークに参加していくことを検討していきます。

(2) 福祉避難所の運営支援

災害時に地域の福祉避難所を運営する施設・事業所への職員の派遣について、法人事業所の被災状況を勘案しながら、地域の災害支援ネットワークの要請に応じて参加していくことを検討していきます。

第4章 事業所固有事項

【平時からの対応】

- ・ サービス提供中に被災した場合に備え、緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）を把握する。
- ・ 利用者への安否確認方法等をあらかじめ整理しておく。
- ・ 平常時から地域の避難方法や避難場所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会等）と良好な関係を作るよう工夫する。

【災害が予想される場合の対応】

- ・ 台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止や縮小を余儀なくされることを想定し、利用者家族等にあらかじめ把握している緊急連絡先を活用して事前に連絡を行う体制についても検討する。

【災害発生時の対応】

- ・ 利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後、あらかじめ把握している緊急連絡先を活用し、利用者家族への安否状況の連絡を行う。
- ・ 利用者の安全確保や家族への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する。帰宅にあたって、可能であれば利用者家族の協力も得ることとする。
- ・ これらが困難な場合は、関係機関とも連携しながら事業所での宿泊や近くの避難所への移送で対応する。

付則

- 1 令和5年6月1日制定（第1版）
- 2 令和7年4月1日改定（第2版）
- 3 令和7年7月1日改定（第3版）

別紙 1

電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備	代替策
情報機器：パソコン・テレビ・インターネット等	防災ラジオ、携帯電話等
冷蔵庫・冷凍庫	クーラーボックス等
照明器具・冷暖房器具	懐中電灯、石油ストーブ、発電機使用等

別紙 2

ガスが止まった場合の対策

稼働させるべき設備	代替策
調理器具	カセットコンロ、IH調理器等
給湯設備	同上

別紙 3

水道が止まった場合の対策

確保すべき物資	確保策	削減策
飲料水	2ℓのペットボトル12本	脱水症状に留意し、飲水を調整
生活用水	内川からの汲み上げ	清拭シート等利用（トイレ・手洗代替）

別紙 4

通信が麻痺した場合の対策

- ・ 事業所共通

LINE、携帯電話のメール、非常伝言ダイヤル

別紙 5

システムが停止した場合の対策

- ・ 事業所共通

サーバーのバックアップ用データカートリッジを2階で保管。重要書類は紙に印刷し保管。

別紙 6

衛生面（トイレ等）の対策

施策対象		対応策
トイレ対策	利用者	簡易トイレ利用
	職員	同上
汚物対策		消臭凝固剤使用

別紙 7

備蓄品リスト

備蓄すべき物資	数量	消費期限	保管場所	担当者
救急箱（置き薬）	1箱	業者により管理	流し場棚	管理者
飲料水 2ℓ	12本	毎年度末入替	会議室隣室（和室）	管理者

別図「避難場所・経路」

(本部棟→鶴岡工業高校)



(本部棟→職員駐車場)

